

令和5年度  
第2回郡山市少年センター運営協議会



日 時 令和6年2月13日(火)  
午前 10時00分～  
場 所 郡山市総合福祉センター  
3階 研修室(2)・(3)

郡山市少年センター運営協議会委員名簿

任期: 令和4年7月25日～令和6年7月24日  
令和5年9月 1日現在

期数	氏 名	推薦団体名	備 考
1期	三田 真理子	郡山市社会福祉協議会	
2期	門馬 邦行	福島県教育庁県中教育事務所	
1期	鈴木 築	郡山市小中学校長会	
1期	荒井 法次	郡山市PTA連合会	
1期	國分 知也	郡山警察署	
1期	齋藤 恵	郡山北警察署	
1期	宮本 桜子	福島家庭裁判所	前任者の解嘱により 令和5年9月1日付で委嘱
1期	瀧田 勉	郡山市補導員会	会長
2期	傳 お麗	郡山市青少年健全育成推進協議会	副会長
3期	菅野 晴彦	柳町自治会	
1期	八卷 三郎	公募委員	

(敬称略)

# 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 報告事項

令和5年度少年センター事業報告について

(2) 協議事項

① 令和6年度少年センター運営方針（案）・事業計画（案）について

② 「こども達を取り巻く諸問題について」

4 そ の 他

5 閉 会

### 3 議 事

#### (1) 報告事項

#### 【令和5年度少年センター事業報告】

令和6年1月31日現在

開催月日	名 称	出席者数	備 考
4月	さくらまつり特別補導（4月4,6,7,8日）	12人	開成山公園
5月5日	こどもまつり特別補導	4人	カルチャーパーク
5月25日	県南地区高等学校生活指導連絡協議会郡山支部 第1回支部会・総会	1人	所長出席 郡山萌世高校
5月27日	郡山市少年センター補導員研修会	39人	労働福祉会館
6月16日	第1回私学四高校生活指導連絡協議会	1人	所長出席
7月7・8日	鬼子母神まつり特別補導	9人	法現寺周辺(咲田)
7月14日	ふくやま夢花火関係団体連絡会議	1人	補導員会会長出席
7月20日	福島県少年センター連絡協議会総会	1人	所長出席（福島市）
8月1日	郡山市少年センター補導員委嘱替	109人	任期2年間
8月3・4日	ちびっこうねめ・うねめ祭り特別補導	8人	西部プラザ・郡山駅前
8月5日	ふくやま夢花火特別補導	4人	阿武隈川河川敷
8月14日	あさか野花火大会特別補導	3人	カルチャーパーク
8月23日	第1回少年センター運営協議会	12人	出席委員7人 部長、次長、補佐他2人
9月27～29日	秋祭り特別補導（安積國造神社秋季例大祭）	16人	郡山駅周辺
10月17日	県南地区高等学校生活指導連絡協議会郡山支部 第2回支部会	1人	所長出席 郡山萌世高校
10月25日	福島県少年センター連絡協議会補導員研修会	18人	喜多方プラザ文化セン ター
10月30日	郡山市少年センター補導員永年勤続感謝状贈呈式	6人	受賞者2人 市長、部長、次長、所長
11月	第2回私学四高等学校生活指導連絡協議会	中止	
11月17日	第46回福島県青少年健全育成推進大会	1人	所長出席（福島市）
11月22日	第46回郡山市青少年健全育成推進大会	1人	補導員会会長出席
12月22・25日	クリスマス特別補導	6人	郡山駅周辺
1月6日	七日堂参り特別補導	4人	如寶寺周辺(堂前町)
2月13日	第2回少年センター運営協議会	6人	福祉センター3階
2月	県南地区高等学校生活指導連絡協議会郡山支部 第3回支部会	書面開催 予定	
3月8日	第3回私学四高等学校生活指導連絡協議会		所長出席予定

【街頭補導活動実施状況】

(令和5年4月～令和6年1月)

1 街頭補導実施状況

区分		午後	下校時	夜間	計	合計	R4
実施日数						167日	170日
実施回数		88回	50回	29回		167回	171回
従事員数	(男)	30人	122人	88人	240人	722人	789人
	(女)	336人	143人	3人	482人		
補導少年数	(男)	764人	903人	279人	1,946人	4,522人	4,149人
	(女)	1,201人	1,120人	255人	2,576人		

※上記「補導少年数」には、「愛の一声」も含む。

2 補導少年行為別・学識別状況

別 行為別	学識 未就学 児童	学生・生徒				有職少年	無職少年	計	合計	R4
		小学生	中学生	高校生	その他					
飲酒	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	0	0			
喫煙	0	0	0	1	0	0	0	1	2	
	0	0	0	1	0	0	0	1		
乱暴・けんか	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	0	0	0		
怠学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	0	0	0		
自転車二人乗り	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	0	0	0		
自転車無灯火	0	0	0	24	7	2	0	33	40	
	0	0	0	6	1	0	0	7		
その他	0	0	0	3	0	0	0	3	3	
	0	0	0	0	0	0	0	0		
小計	0	0	0	28	7	2	0	37	45	
	0	0	0	7	1	0	0	8		
愛の一声	12	100	170	1,413	206	6	0	1,907	4,474	
	10	66	229	2,135	126	0	1	2,567		
刑罰法令に 触れる行為								0	0	
								0		
要保護								0	0	
								0		
合計	12	100	170	1,441	213	8	0	1,944	4,519	
	10	66	229	2,142	127	0	1	2,575		

上段：男子 下段：女子

3 広報活動実施状況

実施月日	対象	実施方法	実施内容	従事者数	回数	配布部数	R4
7月	一般市民	郡山駅前等の街頭 において啓発広報 チラシ配布			中止		中止

※「その他」の指導内容・・・西口駅前広場での自転車走行

## (2) 協議事項

### ① 令和6年度少年センター運営方針（案）

#### 1 補導活動の実施

青少年の健全育成と非行防止を図るため、補導活動を実施する

- (1) 情報や調査に基づく不良環境個所の点検分析
- (2) 未成年者入場禁止場所等の点検調査
- (3) 愛の一声運動の実施
- (4) 特別補導（年中行事等）の実施
- (5) 補導員研修の実施
- (6) 他市少年センターとの連絡協調

#### 2 社会環境浄化運動の推進

青少年をとりまく有害な社会環境の浄化活動を実施する

- (1) 有害な広告物等(チラシ)の点検、協力依頼を実施
- (2) 不良行為が起り易い「たまり場」の点検調査

#### 3 関係機関団体との連携

補導活動及び少年相談への対応のため、関係機関団体との連携を深め、協力体制を維持する

#### 4 広報活動の推進

青少年の健全育成を図るため、WEB、広報紙、ポスター等による市民への啓発を図る

## 令和6年度少年センター事業計画(案)

### 【通常補導】

〔平日午後〕	15:30	～	17:00	90回/年
〔下校時〕	16:00	～	17:30	72回/年
〔土・日〕	15:30	～	17:00	18回/年
〔夜間〕	18:30	～	20:00	36回/年
	計			216回/年 (平均 週4回)

### 【特別補導・研修・会議等】

月	特別補導活動	研 修 ・ 会 議 等
4月	さくらまつり補導	
5月	こどもまつり補導	第1回県南地区高等学校生活指導協議会 郡山市少年センター補導員研修会 郡山市補導員会総会
6月		第1回郡山市私学四高等学校生活指導連絡協議会
7月	鬼子母神まつり補導	福島県少年センター連絡協議会総会(郡山市)
8月	うねめまつり補導 ふくやま夢花火補導 あさか野花火補導	第1回少年センター運営協議会
9月	秋まつり補導	
10月		福島県少年センター連絡協議会補導員研修会(相馬市) 第2回県南地区高等学校生活指導協議会 郡山市補導員会視察研修
11月		福島県青少年健全育成推進大会(福島市) 郡山市青少年健全育成推進大会 第2回郡山市私学四高等学校生活指導連絡協議会
12月	クリスマス補導	
1月	七日堂参り補導	
2月		第3回県南地区高等学校生活指導協議会 第2回少年センター運営協議会
3月		第3回郡山市私学四高等学校生活指導連絡協議会

- その他
- ・郡山駅以外の近隣の駅等での補導を実施する。
  - ・郡山市内の高等学校の年間行事予定の把握に努め、補導活動の参考とする。

② 「こども達を取り巻く諸問題について」

---メモ---

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----



○郡山市少年センター条例

昭和40年5月1日

郡山市条例第117号

改正 昭和42年7月20日郡山市条例第63号

昭和43年9月18日郡山市条例第39号

平成26年12月19日郡山市条例第45号

平成30年12月19日郡山市条例第69号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の規定に基づき、少年の非行防止とその健全な育成を図るため、少年センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 少年センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	郡山市少年センター
位置	郡山市清水台一丁目6番1号

(平26条例45・平30条例69・一部改正)

(事業)

第3条 郡山市少年センター(以下「少年センター」という。)は、関係機関と緊密な連携を保ち、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 街頭補導
- (2) 少年相談
- (3) その他必要な事業

(平30条例69・一部改正)

(運営協議会)

第4条 少年センターの円滑な運営を図るため、郡山市少年センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)を置く。

2 運営協議会の委員は、おおむね10人とし、市長が任命又は委嘱する。

(補導員)

第5条 少年センターに補導員を置き、市長が委嘱する。

(職員)

第6条 少年センターに必要な職員を置く。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、少年センターの管理及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の日の前日までに、従前の郡山市が、郡山市少年センター条例(昭和40年郡山市条例第11号)の規定により任命又は委嘱した運営協議会の委員及び補導員は、この条例の規定にかかわらず、新たに任命又は委嘱されるまでの間在任するものとする。

附 則（昭和42年郡山市条例第63号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年郡山市条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年郡山市条例第45号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年郡山市条例第69号）抄  
（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、郡山市少年センター条例（昭和40年郡山市条例第117号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第4条第2項の運営協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する。

- (1) 福祉関係機関の職員
- (2) 教育関係機関の職員
- (3) 警察司法関係機関の職員
- (4) 学識経験者
- (5) 市の区域内に住所を有する者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平16規則6・一部改正)

(会長及び副会長)

第3条 運営協議会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 運営協議会の会議は（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決する。ただし可否同数のときは、会長が決する。

(補導員)

第5条 条例第5条に規定する補導員の定数を150名以内とする。

2 補導員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育団体関係者
- (3) 保護司等団体関係者
- (4) その他市長が適当と認める者

3 補導員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠補導員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平16規則6・一部改正)

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に運営協議会の委員に委嘱又は任命されている者の任期については、第2条第2項の規定にかかわらず、昭和53年5月31日までとする。
- 3 この規則施行の際、現に補導員に委嘱されている者の任期については、第5条第3項の規定にかかわらず、昭和54年6月30日までとする。

附 則（平成16年郡山市規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。